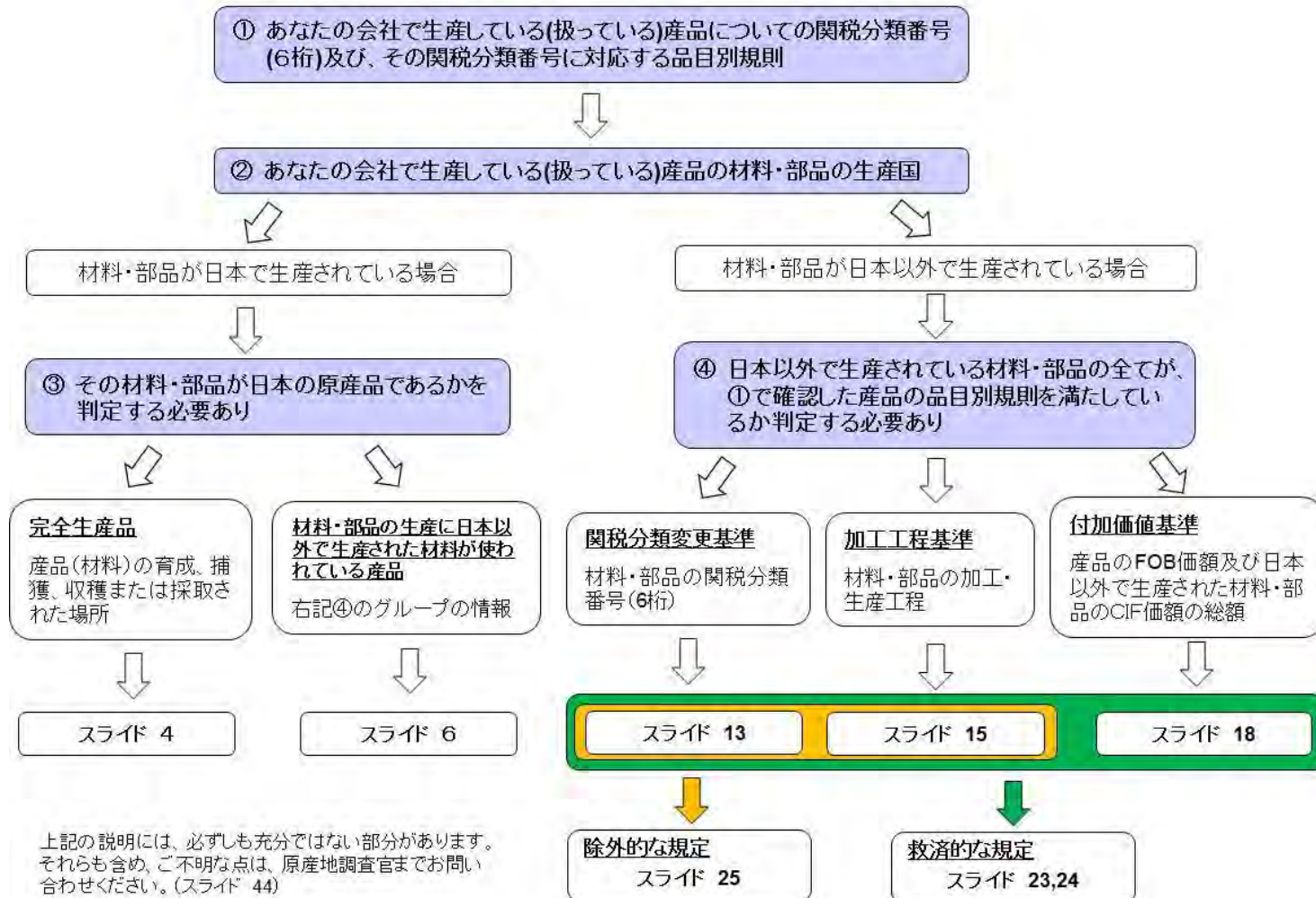


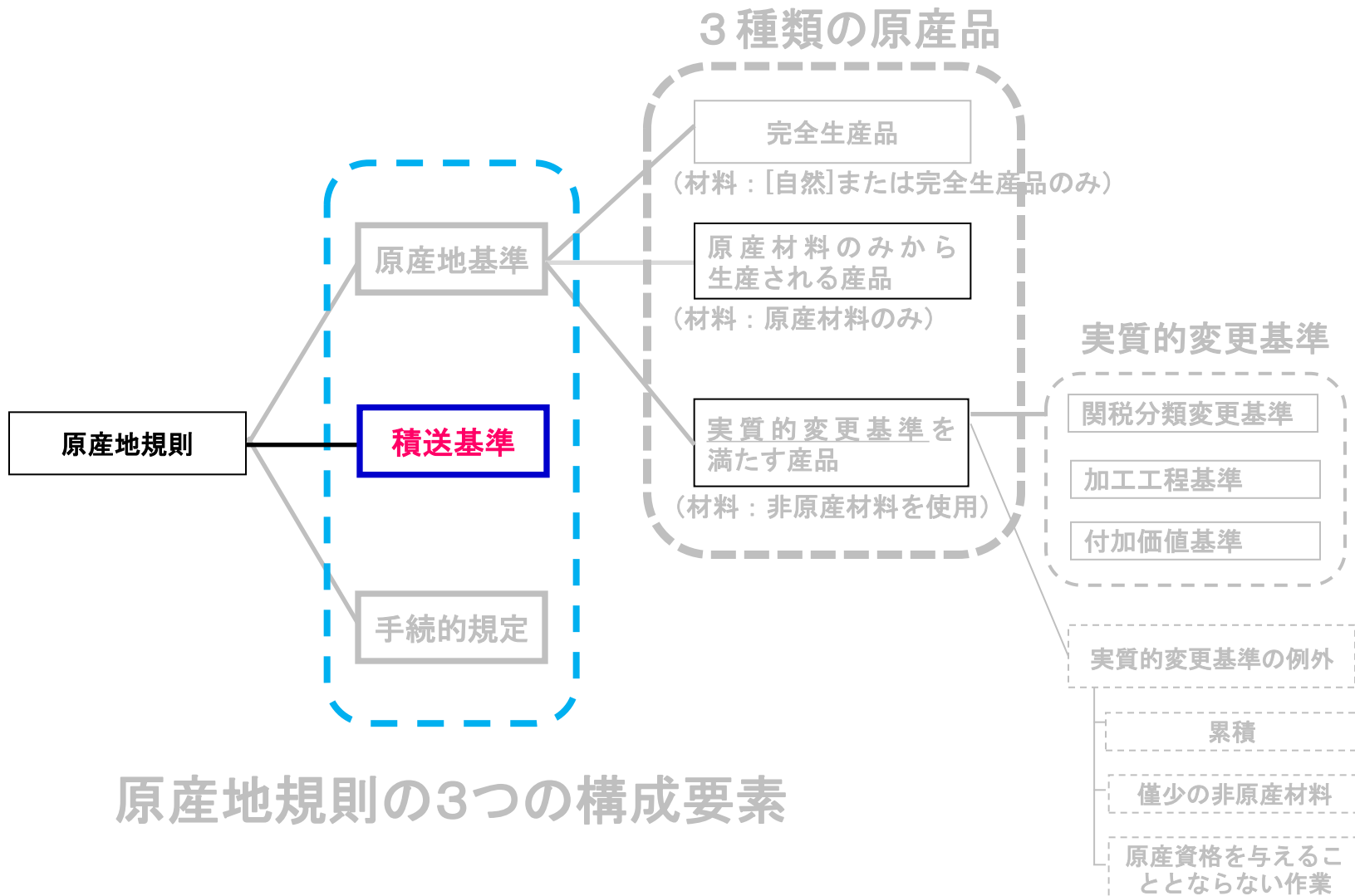
以上をまとめると(原産地基準)

あなたの会社が(日本で)生産した製品が、あるEPAの下で、日本の原産品と認められるか否かを判断するためには、どのような情報が必要か？

原産品(日本)であることを判断するための情報(概要)

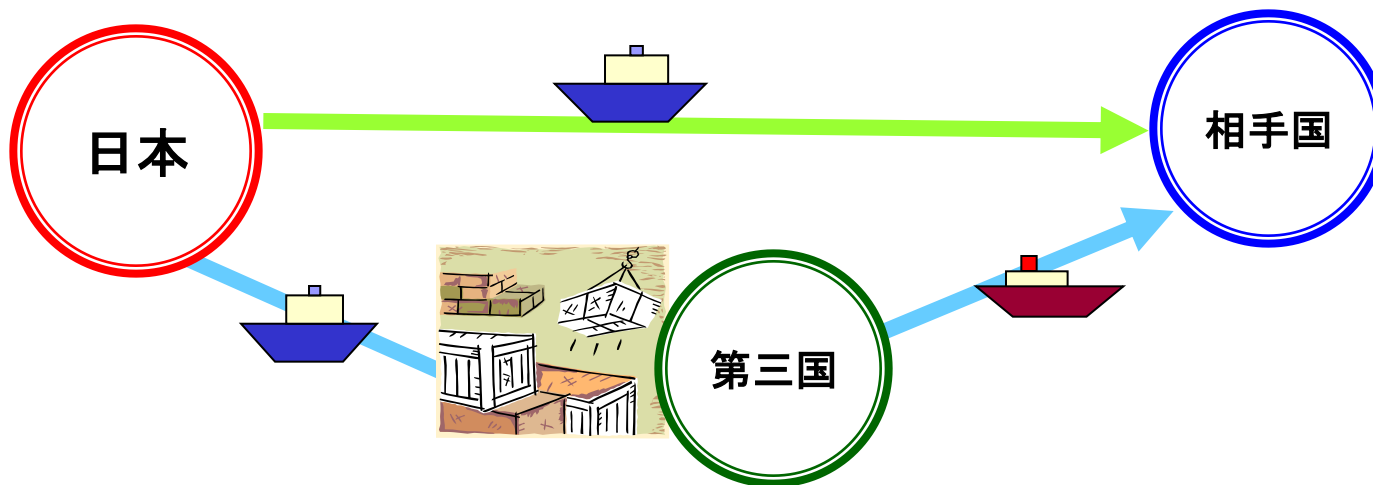


EPA原産地規則の構成(概要)



積送基準

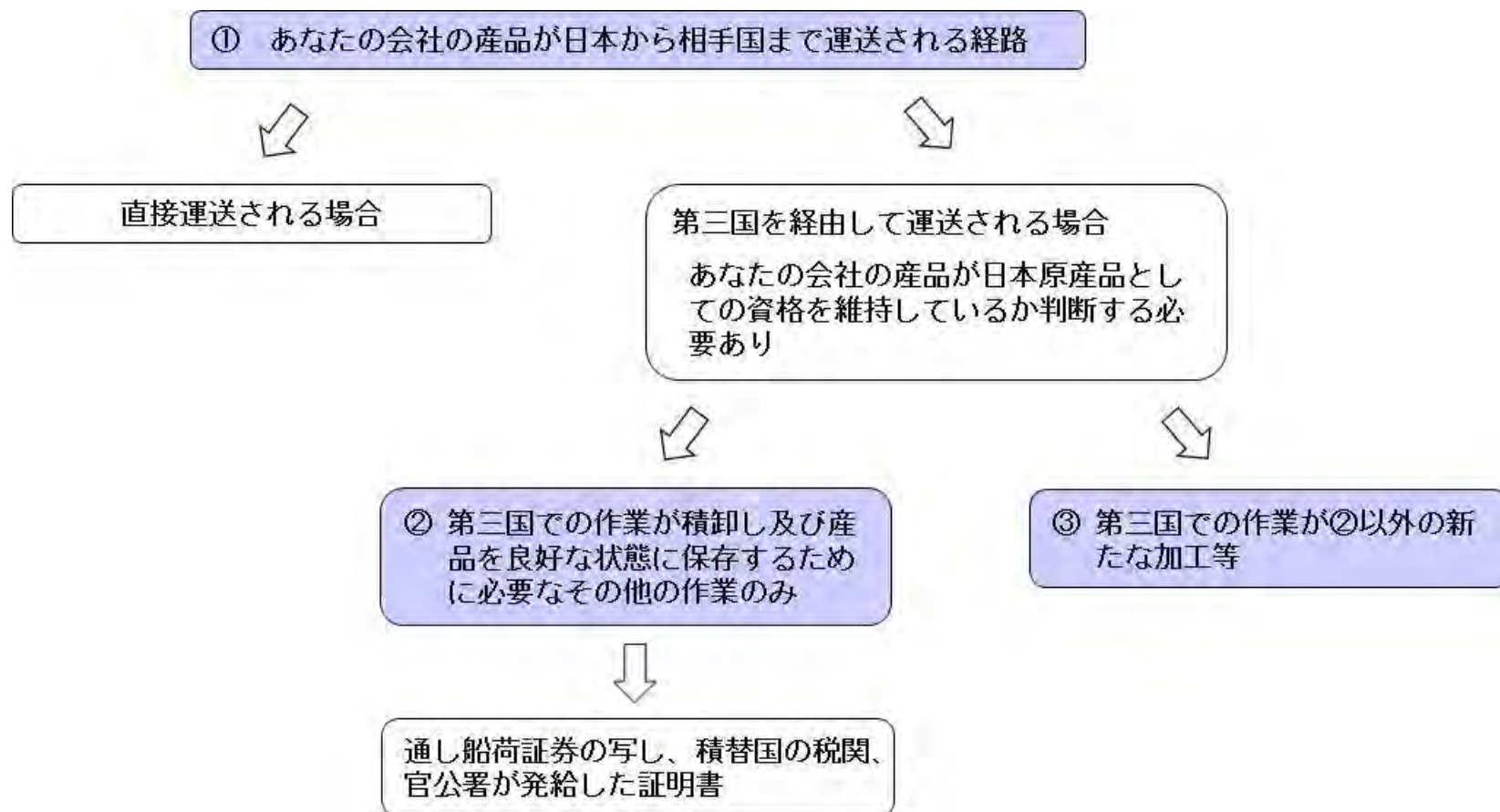
貨物が相手国に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準



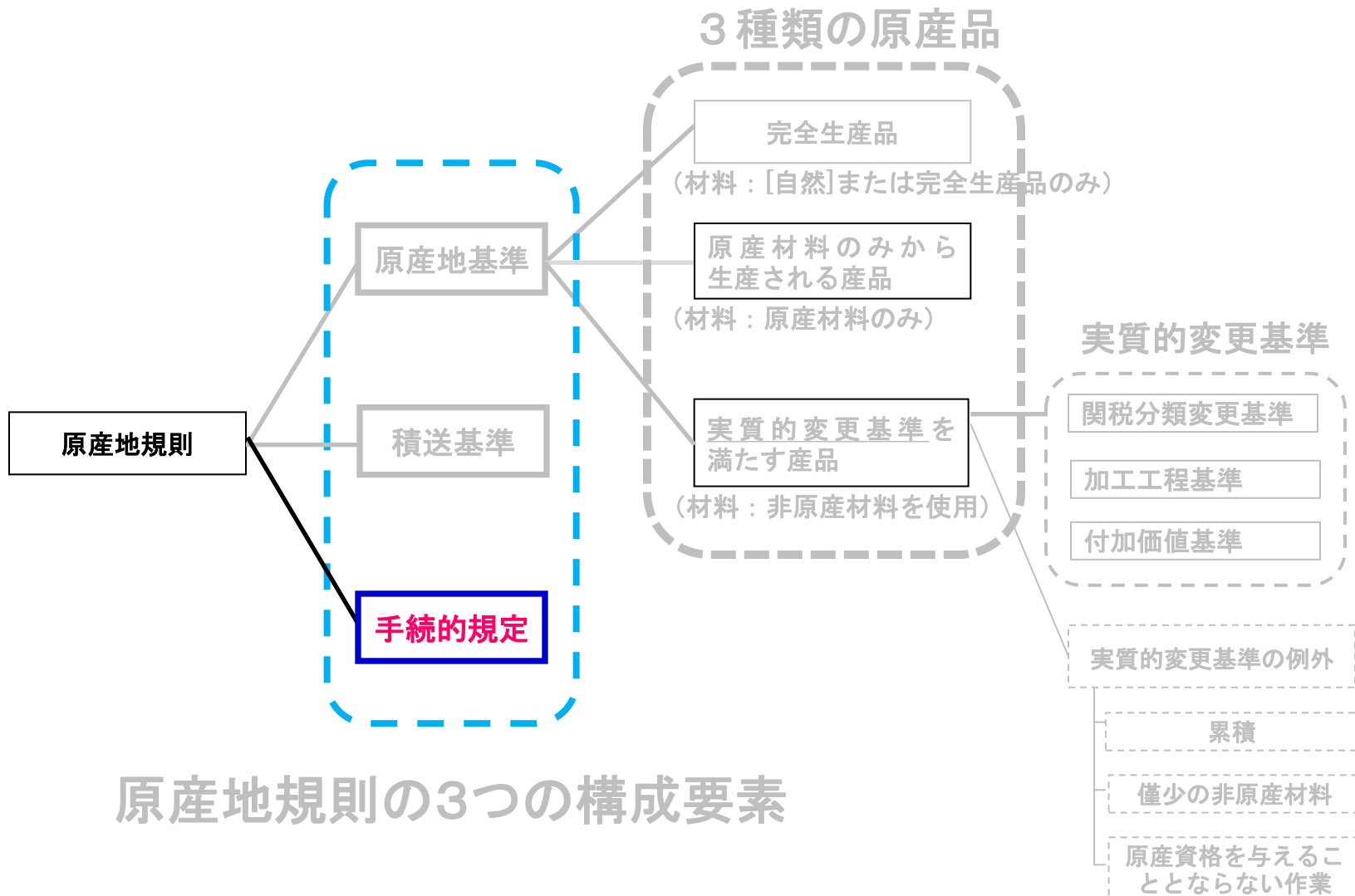
- 直接運送されること
- 第三国を経由する場合には、当該第三国において許容される作業は、積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業のみ

以上をまとめると(積送基準)

日本から輸出されたあなたの会社の産品(日本で生産し、日本の原産品と認められるもの)が、積送基準を満たしているか否かを判断するためには、どのような情報が必要か？



EPA原産地規則の構成(概要)



原産地規則の3つの構成要素

“手続的規定を満たすこと”をどのように確認するのか？

■ 輸入国において必要な書類の準備

○ 次の1、2、3の書類のうち、いずれかの書類
(輸出国の政府・関係機関が発給するもの)

1 原産地証明書

(ご自身でご用意いただけるもの)

2 認定輸出者による自己証明(原産地申告)*1

(日スイスEPA、日ペルーEPA及び日メキシコEPAをご利用の場合)

3 原産品申告書等

(日豪EPAの自己申告制度をご利用の場合)

*1:原産地申告を記入
したインボイス等の商
業上の書類

+

○ 貿易取引に関する書類

通し船荷証券の写し等

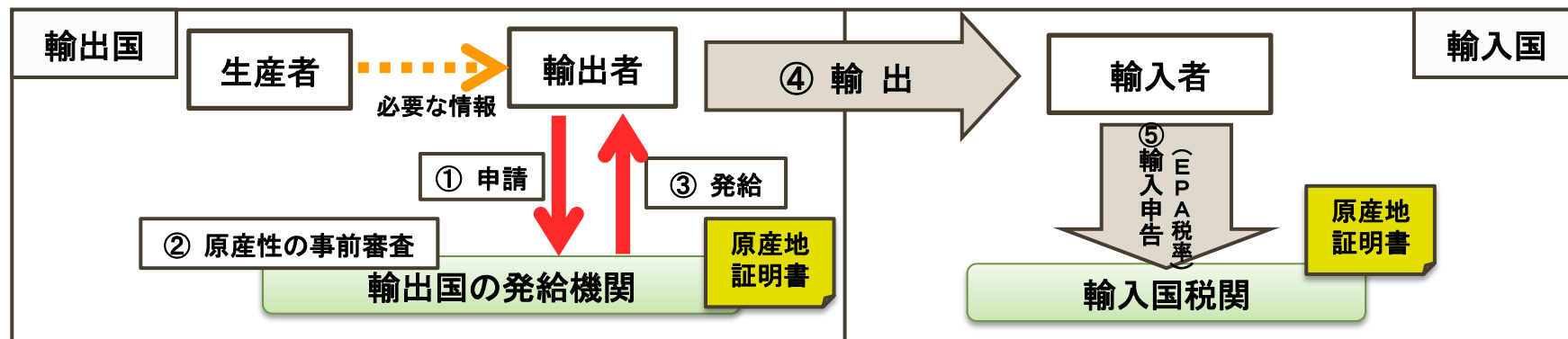
提出

輸入国の税関

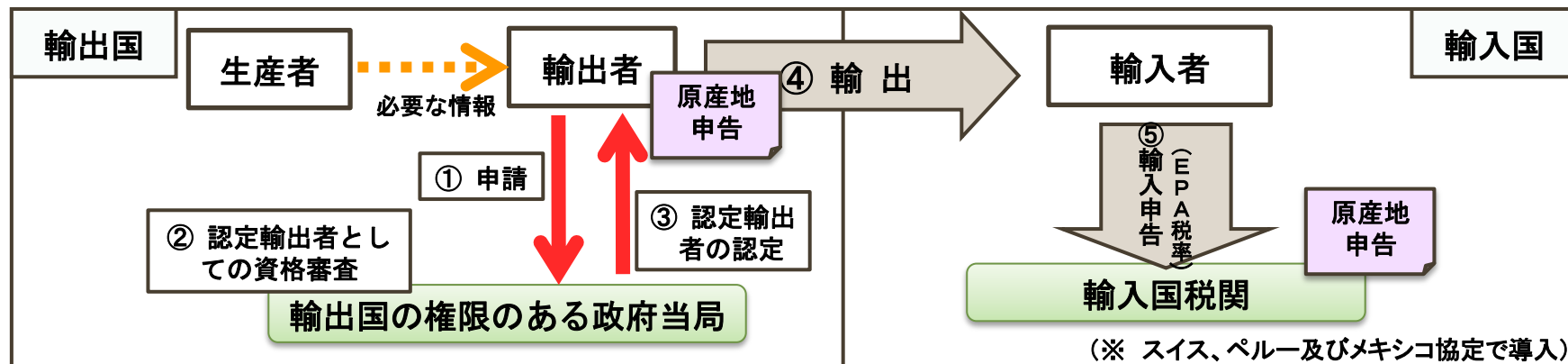
(※)EPA税率の適用を受ける際に必要な書類は、EPAにより異なる場合があります。

「原産品であること」の証明方法

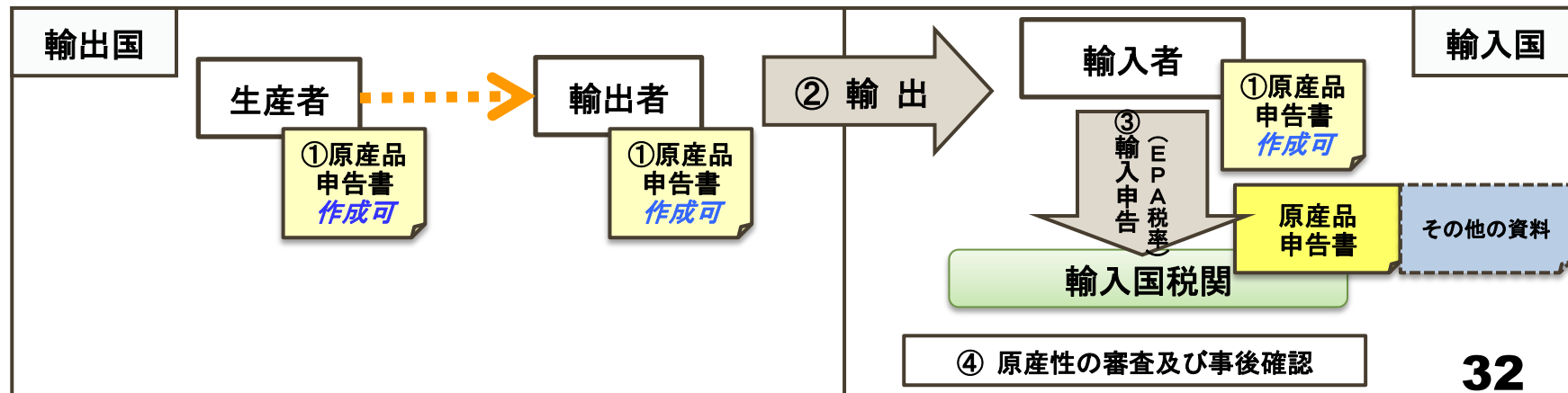
第三者証明制度



認定輸出者申告制度



自己申告制度



「原産品であること」の事後確認

- (イ) 輸入者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請/質問検査。
 - (ロ) 輸出締約国の発給機関又は税関当局に対し、原産性の事後確認のための情報を要請。
 - (ハ) 輸出者や生産者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請。
 - (ニ) 輸出者や生産者の施設に原産性の事後確認のための訪問を実施。
- (注) 上記(イ)～(ニ)までの事後確認手続に優先順位はない。
- ◆ 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はEPA税率の適用を否認。

輸出国

生産者

輸出者

(ロ)' 情報要請
/ 質問検査

輸出国の当局

輸入国

輸入者

(イ) 情報要請
/ 質問検査

輸入国税関

(ハ) 情報要請

(ニ) 訪問

(ロ) 情報要請

以上をまとめると(手続的規定)

日本から輸出されたあなたの会社の産品(日本で生産し、日本の原産品と認められるものであり、かつ、積送基準を満たしているもの)が、原産品であり、かつ、積送基準を満たしていることを立証するためには、どのような情報・手続が必要か？

① 税関に対して、原産地基準を満たしていることの証明・申告

- イ 第三者証明制度 商工会議所等の公的機関が証明する原産地証明書
(全協定で採用)
- ロ 認定輸出者申告制度 輸出国の政府が認定した者による原産地申告
(スイス、ペルー、メキシコ協定で採用(「イ」と併用))
- ハ 自己申告制度 輸入者、輸出者又は生産者が自ら作成した原産品申告書
(オーストラリア協定で採用(「イ」と併用))

② 税関に対して、積送基準を満たしていることの証明

第三国を経由して輸入される場合には、次のいずれかの書類

- イ 通し船荷証券の写し
- ロ 貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該第三国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書

TPP原產地規則

○TPP協定が2015年10月に大筋合意された。2016年2月4日に署名。

第3章. 原産地規則及び原産地手続

輸入される製品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

(1) TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)

(2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)

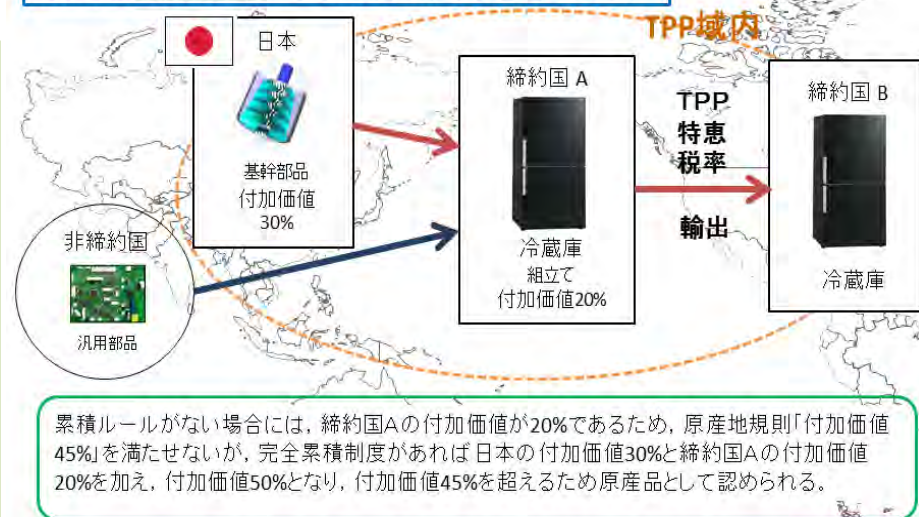
(3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

出所：内閣官房ホームページ「環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）の概要」（内閣官房TPP政府対策本部作成資料）

(参考)「完全累積制度」概念図

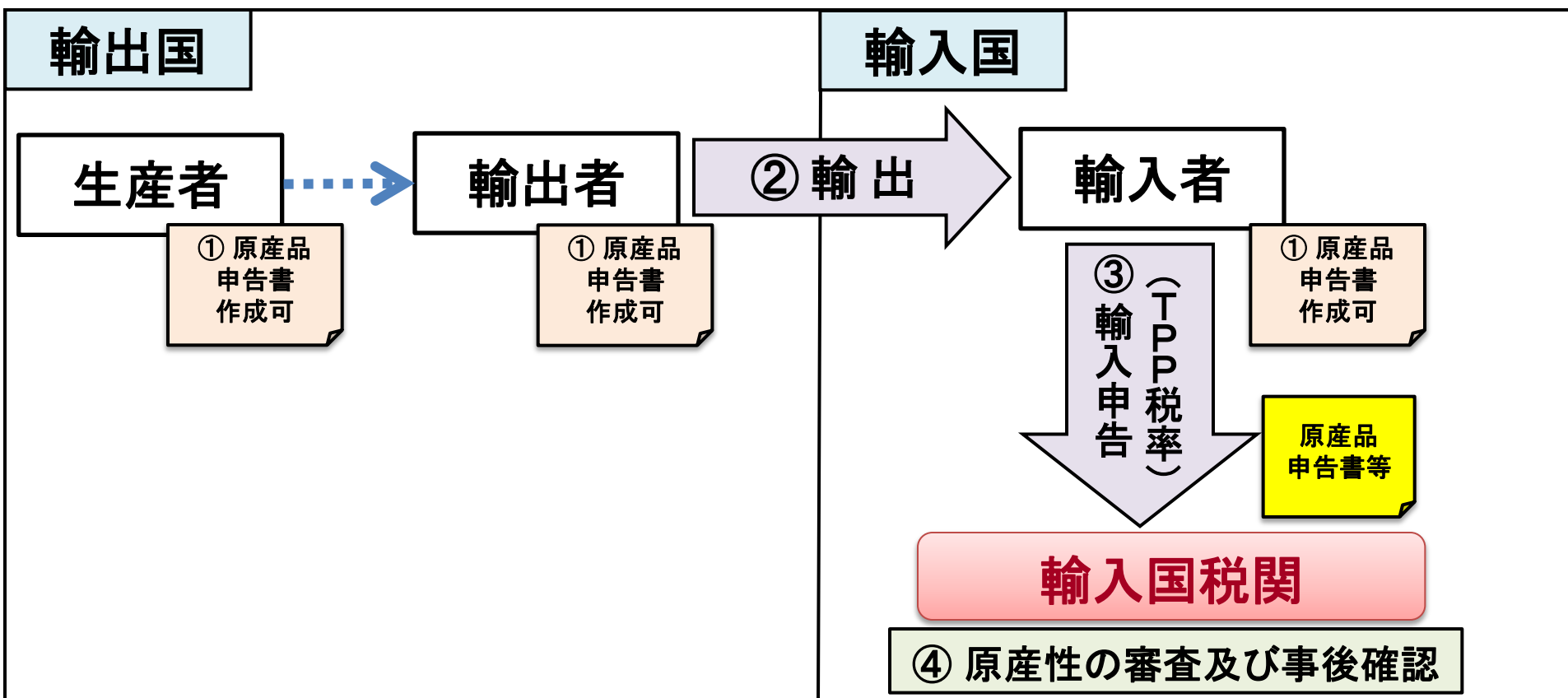
(例)原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

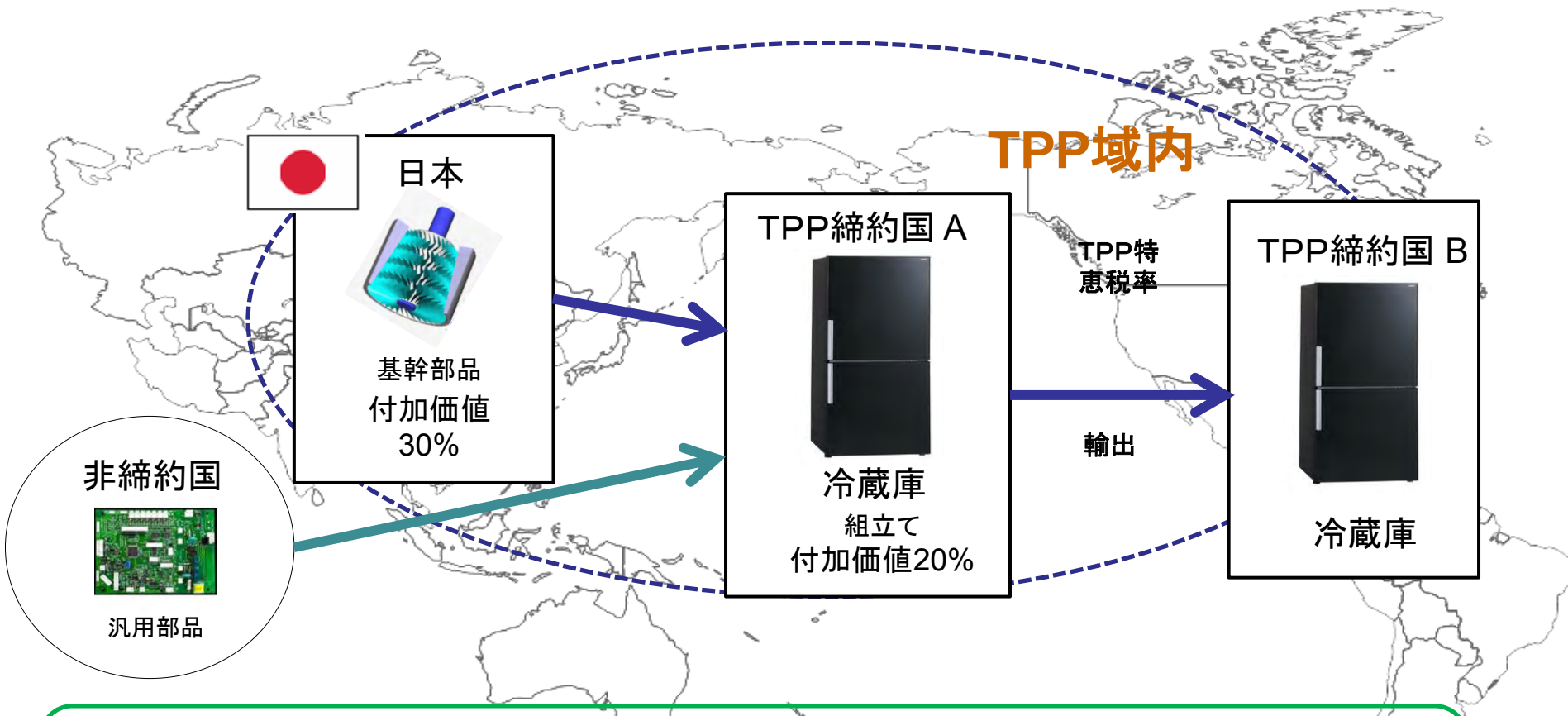
二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

- 日豪EPAと同様、TPPにおいても自己申告制度が採用されている。
- 輸出者、生産者又は輸入者が原産品申告書の作成ができる。
- 輸入者は、TPP税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書を税関に提出。
(※)我が国での輸入に際しては、原産品であることを明らかにする書類(明細書等)の提出も必要。



○相手国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなし、産品の原産性の判断に算入する。

(例) 原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば、日本の付加価値30%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値50%となり、付加価値45%を超えるため原産品として認められる。

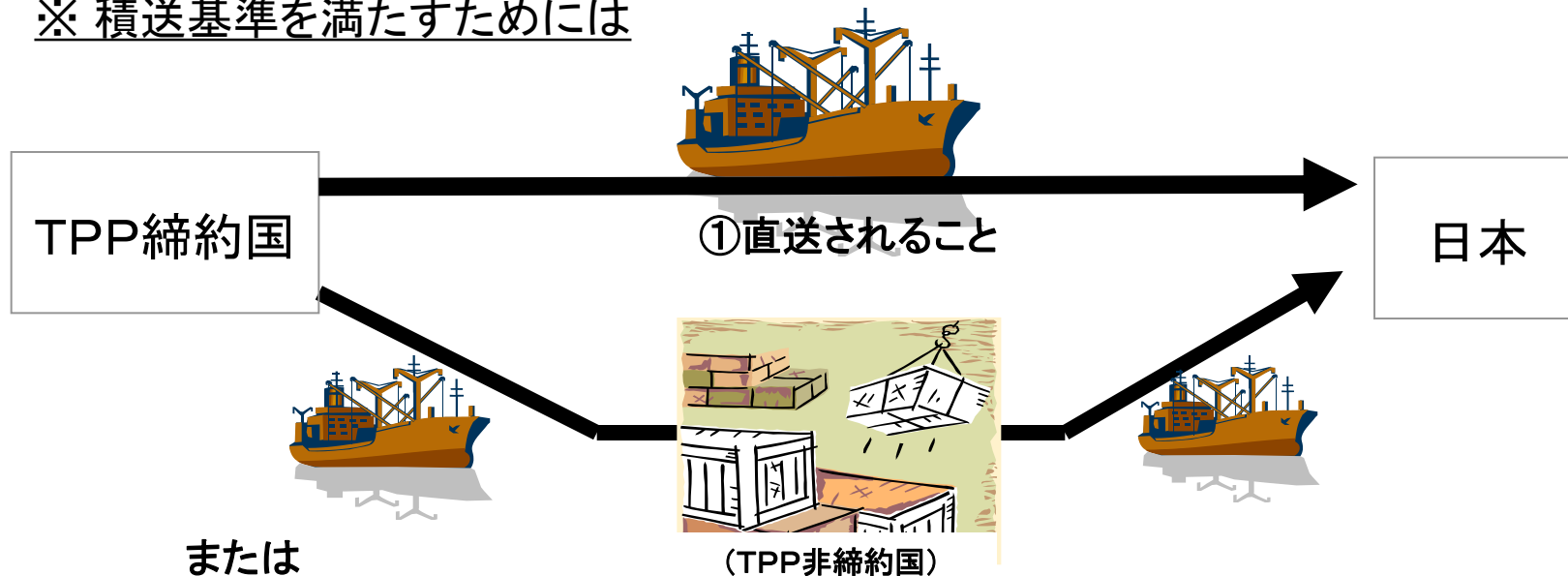
運送の要件(積送基準)

○積送基準:TPP締約国(最終生産国である輸出国)の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。以下の場合には、引き続きTPP原産品と認められる。

- ①TPP非締約国を経由することなく、輸出国から輸入国に直送される場合、
または、
- ②TPP非締約国を経由する場合であっても、税関の管理下におかれ、新たな作業(積卸し、蔵置、産品を良好な状態に保存するための作業等を除く)が行われていない場合

○非締約国を経由する場合には、積送要件を満たしていることを税関に示す必要がある(「通し船荷証券」等の提示)。

※ 積送基準を満たすためには



②第三国(TPP非締約国)を経由する場合は、税関の管理下におかれ、新たな作業(積卸し、蔵置等を除く)が行われていないこと